

Topics

中国税務最新動向

中国税務最新動向

中税諮詢集団 シニアパートナー 王銳 著
信成国際税理士法人 代表社員 高木慎一 監修

☆《国家税務総局〈事前確認申請制度の管理に係る事項の改善〉に関する公告〉の解説
(国家税務総局公告, 2016年第64号, 2016年10月11日発布)

一、《公告》発布の背景

《公告》発布の目的として、主に二点挙げられる。第一には、移転価格に係る事前確認申請制度(以下、「APA制度」または「APA」)に係る管理の改善である。中国では1990年代末よりAPA制度を取り入れ、2002年公布の《中華人民共和国税収管理法実施細則》、及び2008年公布の《中華人民共和国企業所得税法》にて正式にAPA制度が規定され、2009年発布の《国家税務総局〈特別納税調整実施弁法(試行)〉発布に関する通知》(国税発[2009]2号)にてAPA制度及び当該制度の執行に関する細則が定められた。しかし、APAの実施事例が増えるにつれ、APA管理システムの改善が必要とされたため、APAに係る手続きをさらに規範化することにより、税務局及び企業の双方にとってAPA制度に係る一層の理解の指針となるよう、本公告が制定された。

本公告発布の第二の目的は、税源浸食と利益移転(以下、「BEPS」: Base Erosion and Profit Shifting)行動計画の実行である。近年、中国は国際的税収管理規則の制定に積極に参加し、中でもBEPS行動計画の策定に深く関与しているが、BEPS行動計画の実施には、国内における関連法規の施行が必要である。そのために、BEPS行動計画5(“Countering Harmful Tax Practices More Effectively, Taking into Account Transparency and Substance”, 有害税制への対応)を国内法に取り入れ、ユニラテラルAPA(一国内での事前確認であり、国家間での相互協議を伴わないもの)に関して、自発的情報交換を義務化し、並びに納税者への通知を行う必要がある。さらに、本公告の発布には、BEPS行動計画14(“Making Dispute Resolution Mechanisms More Effective”, 紛争解決メカニズムの効率化)に関する具体的な措置の施行という側面があり、納税者に対して納税義務に

関する予見可能性を提供することを目的とする。バイラテラルAPA(2国間での事前確認であり、国家間での相互協議を伴うもの)やマルチラテラルAPA(多国間での事前確認)も、国際的二重課税防止または排除に有効な手段である。

二、本公告による主な改訂事項

《特別納税調整実施弁法(試行)》(国税発[2009]2号)第六章のAPA管理規定と比較すると、本公告では主に以下の項目について改訂が行われている。

(1) APA受理権限の委譲

税務総局で受理する必要がある状況を除き、特別納税調整事項の管理責任を負う主管税務機関にてAPAを受理する事を明確にした。

(2) APAに係る協議及び執行に係る手続きの整理

長年に渡るAPAの対応を踏まえ、APAの意向協議について6つの段階を明示した。また、交渉及びAPA締結については、交渉締結段階としてまとめた。これらにより、6段階の区分はさらに合理的なものとなっている。

(3) 意向協議の重要性を強調

従来は企業が正式に書面でAPAを申請した次年度をAPA適用開始年度としていたが、税務機関が企業に対して意向協議受理に関する《税務事項通知書》を発送した日の属する納税年度を適用開始年度と改めた。

(4) 税務機関による申請評価等に係る条項追加

税務機関による意向協議の拒絶、正式申請の優先受理、並びに正式申請の拒絶に係る条項を追加し、APA申請に係る分析評価、監督、執行等のフローについて向上を図った。

(5) ユニラテラルAPAに係る情報交換条項を追加

BEPS行動計画が求める基準にもとづき、中国では、2016年4月1日以降に締結されたユニラテラルAPAについて自発的情報交換フレームワークの中

Topics

で対応する事を承諾し、定期的に関連国家(地区)と情報交換を行い、かつ、当該状況を納税者に告知する。

三、情報交換はユニラテラルAPAに係る機密性に係る影響

BEPS行動計画5は、BESP参加国に対して、ユ

ニラテラルAPAに係る情報交換を求めると同時に、機密保持について厳格な規定を設けている。関連規定にもとづき、中国とその他の国家(地区)の主管税務当局は、情報交換に係る機密保持規定を厳守し、かつ、G20とOECDの審査、監督を受ける。

※本記事は、中国政府、国家税務総局及び地方税務局が発布した法律、政令及び通達に関して、中税諮詢集団(以下、「CTAC」といいます。)が作成・和訳したものを、信成国際税理士法人が監修したものです。概略的な内容を紹介する目的で作成したもので、記事中の見解や意見は著者個人のものであり、内容の正確性及び本記事内容に対する権限ある当局の認容を保証しません。また、CTAC及び信成国際税理士法人は本記事の情報をういて行う一切の行為及びそれにより生じたいかなる損害にも何ら責任を負うものではありません。

ハードルが下がった文書電子化の導入実務について詳しく解説!

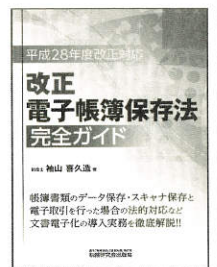
改正電子帳簿保存法 完全ガイド

税理士 袖山 喜久造 著
A5判 434頁 定価2,916円(税込)

◆平成28年度の電子帳簿保存法の改正で、国税関係書類のスキヤナ保存の入力機器としてスマートフォンやデジタルカメラの利用が認められ、これまで厳格だった電子化へのハードルが下がりました。また、文書の電子化は内部統制の強化を図る上でも重要であり、注目を集める改正内容となっています。

◆今本書は、企業の帳簿書類や国税関係書類のデータ保存・スキヤナ保存と、電子取引を行った場合の法的対応など、文書電子化の導入実務を詳しく解説しています。

◆企業の経営者、経理担当者、顧問税理士、必携の一冊です。



税務研究会出版局刊